

別表第４（第１０条関係）

事業名	対象者	支給費
介護予防訪問サービス	ア 第１号被保険者であって法第５９条の２第１項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者（以下「２割負担者」という。）、同条第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第１項に規定する政令で定める額以上である者（以下「３割負担者」という。）及び法第６９条第１項に規定する給付額減額等の記載を受けた者（当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に限る。以下「給付額減額者」という。）に該当しない者（以下「１割負担者」という。）	第９条第１項の第１号事業に要する費用の額（以下この表において「第１号事業費用額」という。）の１００分の９０に相当する額
	イ ２割負担者	第１号事業費用額の１００分の８０に相当する額
	ウ ３割負担者及び給付額減額者（エに掲げる者を除く。）	第１号事業費用額の１００分の７０に相当する額
	エ 給付額減額者（３割負担者に限る。）	第１号事業費用額の１００分の６０に相当する額
介護予防通所サービス	ア １割負担者	第１号事業費用額の１００分の９０に相当する額
	イ ２割負担者	第１号事業費用額の１００分の８０に相当する額
	ウ ３割負担者及び給付額減額者（エに掲げる者を除く。）	第１号事業費用額の１００分の７０に相当する額
	エ 給付額減額者（３割負担者に限る。）	第１号事業費用額の１００分の６０に相当する額